おおいたパパくらぶ会則

（名称）

第1条　本会の名称を「おおいたパパくらぶ」と称す。

（目的）

第2条 本会は大分県内在住の子育て世帯に対して、父親の子育てを支援する活動を行うことで男性の育児参画を促し、同じ目的を持つ多くの方々の意識を高めることで、男女がともに働きやすく、子育てしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は原則として、月1回の定例会を行うこととする。その他、第2条で定める目的の達成に必要な活動を行う。

 但し、本会は緩やかな父親同士のつながりを主としているため、活動の参加においては強制せず、会員の自由意志とする。

（会員）

第4条　本会の会員は、以下の項目を満たすものであれば、既婚、未婚問わず、老若男女だれでも会員になれるものとする。

1. 第2条に定める目的に賛同するもの。
2. 暴力団または反社会的な組織の関係者でないもの。

（入会）

第5条　入会を希望するものは、代表へ電子メール、電話、LINEによる方法でその意思を伝える。

（会費）

第6条　本会に対しての年会費及び入会費は徴収しない。また、各活動時において自家用車で移動する場合は、ガソリン代として下記のように支給するものとする。

 【対象となるメンバーの居住地域外で活動を行う場合】

　1Lあたり180円、燃費15km/Lとして、移動距離で計算する。

（退会）

第7条　第3条に定めるように、活動の参加は会員の自由意志のため、退会の規約については設けないものとする。但し、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本会から強制的に退会させることができる。

1. 本会の信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合。
2. 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合。
3. 宗教、販売、その他不当な勧誘があった場合。
4. その他本会の運営目的、設立背景に照らし、本会のメンバーであることが望ましくないと判断された場合。

（運営）

第8条　本会運営においては相互の繋がりを第一義と考え、主にコアメンバーの合議により行う。合議や連絡は定例会の他、随時Facebook、LINE等を用いてウェブ上で行う。

（会則の改定）

第9条　この会則はコアメンバーの合議によって随時改訂できるものとする。

（財産の管理）

第10条　寄付金等はおおいたパパくらぶ専用通帳に入金し、活動費等のみに使用する。

通帳は代表もしくは会計係等の役員が責任をもって管理する。

この会則の記載内容は事実と相違ないことを証明する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　おおいたパパくらぶ　４代目代表　山口慎介